

令和3年度裾野市農業委員会2月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分から午後2時20分
 2. 開催場所 裾野市役所402会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	鈴木 知華	8	渡邊 博美
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第17号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第30号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和3年度裾野市農業委員会2月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 鈴木知華委員、8番 渡邊博美委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第17号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第17号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第17号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1～19 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1～19

（議案朗読により説明）

議長 　ただ今の報第18号 番号1～19について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第30号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第30号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は2箇所あり、ヘルシーパーク裾野から南西へ約220メートル、ヘルシーパーク裾野から北西へ約170メートルに位置します。

申請地の面積は申請者①所有の農地が1,345㎡、申請者②所有の農地が556㎡で、2筆とも調整区域内の農地で、地目は申請者①所有の農地が登記・現況とも畑、申請者②所有の農地が登記が原野、現況が畑となります。

申請地は、申請者①の父が昭和59年に相続、申請者②が平成21年に相続により取得しましたが、実際の利用形態に合わせた名義に変更するため、所有権を交換をすることで両者で話がまとまり、今回の申請に至りました。

申請者の状況ですが、まず申請者①につきましては、本人、妻、母の3人で耕作を行います。3人ともに20年以上の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思えます。

申請地取得後の経営農地は45,854.86㎡で、下限面積を満たしています。通作距離は自宅から車で約10分です。

他の農地についても、適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

次に申請者②についてですが、20年以上の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思えます。

申請地取得後の経営農地は8,793㎡で、下限面積を満たしています。通作距離は自宅から車で約10分です。

他の農地についても、適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

計画によると、両者ともに芝を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の議第30号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第30号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第30号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3～6及び議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2、3は関連がありますので、一括して審議いたします。

また、こちらの案件については、杉山守正委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、杉山守正委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(杉山守正委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第30号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3～6及び議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2、3

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又一郎委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

本件は、農地に支柱を立てて営農を継続しながら、上部空間に営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。

土地所有者から農業法人が農地を借り受け営農します。発電事業者は上空部分を活用して太陽光発電システムを設置します。

申請地は、富岡第二小学校の約800メートル北東側に位置しており、2筆共に青地農地で、登記地目が山林、現況地目は畑です。

営農者である農業法人は、現在申請地の隣接地を賃借しており、ハウスでイチゴの栽培を行っています。今回、経営規模拡大のため近接する申請地について使用貸借により借り受ける話がまとまったため、申請に至りました。営農計画によると、露地でバジルを生産する予定です。

申請地の権利取得後の経営面積は13,611㎡で、下限面積を満たしています。現在所有している農地についても適切に維持管理されており、従事日数についても問題ありません。

発電事業者は、群馬県前橋市に本社を置く太陽光発電事業者です。営農者が借り受ける農地に支柱を立て、農地の上空部分にパネルを配置して発電事業を行うことについて、土地所有者、営農者との三者間で合意が得られたことから、パネルの支柱部分については農地転用し、農地の上空部分に区分地上権を設定する内容で申請に至った

ものです。

申請地は青地農地に該当しますが、一時転用としての利用になるため、立地基準は満たしていると考えます。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。一時転用の期間が10年間になっていますが、パネルの下で耕作する者が認定農業者である場合には、一時転用の期間を10年まで設定することができるようになっているため、この基準内での申請です。

パネルの下での耕作に支障が生じないように、農業用機械が通れるスペースと高さが確保されており、日照を確保するために架台の間隔をあけた配列とし、日差しが入るような設計になっています。一般基準も満たしていると考えます。

申請地の周囲は農地や山林に囲まれています。一体の筆の一部にパネルを設置するものであり、設置場所との位置関係から近隣所有者の農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の議第30号 番号3～6及び議第31号 番号2、3について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員

営農状況などの報告された内容は、検証するのか？

事務局

今まで事例がないものだが、総会若しくは全員協議会の時に委員へ情報共有をする予定。営農状況が芳しくない場合は、営農の指導を行う。

市野哲也委員

出荷伝票を求めることはしないのか？

事務局

現在の制度上は義務付けられてはいないが、必要に応じて求めることはある。

杉本義明委員

知見を有するものとは。

事務局

農業委員や農協職員など、農業に関する知識を有する方を指している。

大庭清宏委員

農地法第3条で地上権を設定しているが、借地料はあるのか？

事務局

地上権を設定する際の借地料に関しては個々の契約で定めるが、当申請は、地上権を設定する対価として発電事業者が賃借料を土地所有者へ支払う。

市野哲也委員

支柱の高さに制限はあるのか？

事務局

基本的には2メートル以上としている。

勝又俊博委員

県内西部地域の営農型太陽光発電を実施しているところのデータはあるのか。

議長

西部地域はお茶で営農型太陽光発電を実施しているため、おそらくある。お茶の場合は機械が入るため、支柱の高さは3メートルほどあるのではないか。

議長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第30号 番号3～6及び議第31号 番号2、3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

(杉山守正委員 入室)

次に、議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第31号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又俊博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、JR岩波駅の約100m東側に位置します。

現況は田となっています。

借り人は、貸し人の娘夫婦であり、現在は近隣の企業の社宅に居住しています。

今後の生活設計を考え、自己住宅の建築を計画し、貸し人である父に相談したところ、申請地の利用について提案されました。

申請地は市道を挟んで市街化区域に隣接しており、電気・水道等のインフラが整備されていること、鉄道の駅も近く生活に便利な場所であると考え貸し人と借り人との間で話がまとまったので申請に至ったものです。

申請地は、JR岩波駅から約100メートルの場所に位置しているため、農地区分は第3種農地に該当します。

第3種農地は代替性の検討が不要のため、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は宅地に、西側は道路に、南側と東側は農地に面しています。

宅地と農地との境界部分には見切りを設置し、付近の農地に影響が及ばないよう対処されます。

敷地内の汚水は合併処理浄化槽を経由して西側道路の側溝へ排水されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただ今の、議第31号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。ただ今の議第31号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和3年度裾野市農業委員会2月総会を閉会します。

令和4年2月10日 (会議録署名人)

7番署名人

鈴木 知華

8番署名人

渡邊 博美